



税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2015. 11

年末調整について

今年も年末調整の時期が近づきました。

例年通り、年末調整について従業員さんに配布していただくと便利と思い、「平成 27 年分年末調整について」を作成しました。利用したいと思われる方は必要部数をコピーして、従業員さんに配布してください。

なお、例年は、当年分の扶養控除等の申告書についてその書き方を案内しましたが、今年はマイナンバーを記入する翌年分、「平成 28 年分扶養控除等の申告書」による説明となっています。

また、同封しました「平成 27 年分扶養控除等の一覧表」は、判断にちょっと悩んだときにご活用ください。年末調整の計算用の資料というより、相談用、計算結果確認用の資料です。

なお、先月号で同封しました「今年も年末調整の時期が近づきました。そして来年からマイナンバー制度が開始します。」の案内文も、なくされている方も多いと思い、再度、同封します。

マイナンバーについて

マイナンバー制度、施行直前に早々と 10 月 2 日に改正されました。

前月号で、「本人交付用の源泉徴収票にマイナンバーは記載されますが、報酬料金の支払調書は本人への交付義務がないので本人にマイナンバーが記載されている支払調書を交付してはいけない」旨を書きましたが、源泉徴収票も本人交付用はマイナンバーの記載がなされないこととなりました。

実務的にはすっきりしたと思います。

マイナンバー制度の再確認

マイナンバーは、番号確認と本人の身元確認の 2 つの確認が必要となっています。

個人番号カードは、マイナンバーと本人の住所と氏名と生年月日が書かれていて、顔写真も貼付されていますので、これ一枚で両方の確認ができます。それに対して、通知カードは顔写真が貼付されていないので、通知カードで番号を確認し、運転免許証等の顔写真付きの証明書で本人確認をすることになります。

運転免許証等がない場合は、健康保険証等の顔写真のない証明書を 2 つ以上提示することとなっています。これが大原則です。

なお、雇用関係があつて、顔見知り等であり、マイナンバーの取扱者が本人であると確認できる場合は、本人確認の証明は必要ないとされています。

また、税務においては、財務大臣の告示でさらにその要件を緩和しています。

- 1 顔写真付きでない証明書でも 1 つでよい。
- 2 確定申告書等のプリプリントされたものでもよい。
- 3 本人の申立書でもよい（番号確認にも適用されます）
- 4 その他



報酬料金の支払調書や不動産の使用料等の支払調書作成のために相手先からマイナンバーの提供を受けるには、上記の 3、申立書形式になるのかなと思います。

個人的には、次のように考えています。

相手先にマイナンバー提供の依頼文と一緒に、マイナンバーを書き込んでもらう若しくは番号カードのコピーを貼付してもらう所定の書類を同封します。

その書類には、当方が相手方に送った書類であることが明らかである事項を書き込んでおき、相手方の署名押印を貰って、返信していただくやり方かなと思っています。

これにより、本人確認と番号確認を行います。

マイナンバーカードは身分証明書として使えるか。

身分証明書として提示して、相手方がそれをコピーする場合は、そのコピーのマイナンバーのところは消し込まなくてははいけません。提示をただけでコピーを取らない場合は、相手方は提示を受けたとの証拠のためにマイナンバーを控えるということではできません。

このように考えると、運転免許証がある場合は、運転免許証のほうがマイナンバーカードより身分証明書としては使い勝手がよいことになります。

消費税について

食料品の消費税等の軽減税率、財務省案に固執して、「良い案だから、しっかりと説明していけば、必ず国民の理解が得られる」と主張した自民党の税制調査会の野田毅会長の首が飛んでしまいました。これでは参議院選挙での公明党の協力が得られないとの危機感を持った官邸の判断ということですが、これで軽減税率は混とん、混迷の世界に踏みだしました。

新聞だけの情報ですが、業種により軽減税率の割合を決めて、それが適用できる簡便法を検討していると言います。

売り側は、売る商品が軽減税率の対象かどうかを判断し、区分して販売することはそれほど難しいことではありません。軽減税率の対象かどうか区分経理することの大変なのは仕入れのほうなのです。それすらわかっていない人たちによって制度が検討されているのに危惧を感じます。まして、どう業種を区分するのでしょうか。スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニ、すべて同じ業種とするのでしょうか。業態が多種多様化している実業の世界を知らない人たちの考えとしか言いようがありません。

12月下旬に発表される与党税制改正大綱、どのようにおぞましいものになるか。

あれこれ

岐阜市の柳ヶ瀬で、毎月第三日曜日に、サンデイビルディングマーケットが開かれています。様々な地域から、手作り製品、飲み物や焼き菓子等の業者が来て、お店を開いています。若い人が多く集まり、結構活気が満ちています。すでに14回目、1年以上前から催されているとは知りませんでした。柳ヶ瀬がちょっとハイセンスな街に生まれ変わったような感じがしました。岐阜まつりより華やいで見えました。



テレビのバラエティ番組で、ミラノ万博日本館で大人気のデジタルアートの仕掛人、チームラボの代表、猪子氏が出演していました。数々の作品が紹介され、私もただただ驚きの連続でしたが、その出演者の一人が、「素晴らしい発想ですね」と興奮冷めやらぬ様で感想を述べました。それに対して猪子氏は、「よくそのように言われますが、発想は全体の1%、残りの99%は技術と最後までやりきる努力です。」と答えました。久々の名言と感じました。



おりとりて はらりとおもき すすきかな

(飯田蛇笏)